

群会議の話題

第436号

2021年10月8日発行
大田区西蒲田6-17-4
東京土建大田支部
TEL 3731-5527
FAX 3735-1537
HP. <http://doken-ota.jp>
メール. info@doken-ota.jp
◎10月1日組織人員
現在4,439人

今月のテーマ 秋の拡大月間も終盤戦！ 年間目標の達成も視野に！

コロナ禍でもできることをやろう！

9月から始まった秋の仲間を増やす強化月間（拡大月間）も、あとわずかとなりました。10月から緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルスの脅威が完全になくなったわけではありません。引き続き新型コロナウイルスへの予防と対策を行いながら、できることを行って追い込みをかけましょう！

新しい仲間を増やすポイントは、組合に加入している皆様が未加入者へ組合を紹介することです。そして、そのきっかけとなるのが皆様の声掛けです。土建国保や共済、労災保険や不払い相談など東京土建には幅広い制度の取り扱いがあります。すでに組合に加入している皆様は、利用してよかったと思った制度をぜひ、未加入の建設業従事者に紹介してください。皆様が使ったことがある制度であれば、その良さや手軽さが相手に伝わりやすい上、説得力も生まれます。コロナ禍で直接の声掛けが難しければ電話掛けな

ども積極的に検討しましょう。今なら紹介者にもメリットが！

新加入者は組合に加入することで業務メリットが得られます。そして、その紹介者には、秋の拡大月間「紹介者キャンペーン」があります。紹介者キャンペーンは、大田支部独自の取り組みで、秋の拡大月間内に加入した組合員の「紹介者」を対象に、抽選ですてきな賞品が当たるかもしれないというものです。

現場で会ったあの人は…、あの事業所で新入社員が入ったようだ…、などの情報をお持ちであれば、一声かけるチャンスはまさしく今です。

コロナ禍でも一人ひとりができることを行うことで、拡大運動は大きく前進します。私たちの組合をより良い組織にするために、秋の拡大目標達成を目指し、また、年間目標達成も視野に入れて、最後まであきらめないでいきましょう。

どけんカレンダー (2021年10月10日～11月20日)

日	月	火	水	木	金	土
10	11	12	13	14	15	16
10月		拡大行動日	分会執行委員会	拡大行動日		
17	18	19	20	21	22	23
群会議		分会集約会議				
24	25	26	27	28	29	30
		拡大行動日		拡大行動日		
31	1	2	3	4	5	6
	11月					
7	8	9	10	11	12	13
					分会執行委員会	
14	15	16	17	18	19	20
			群会議		分会集約会議	

当面の予定

★ **税務相談会** (予約制)
10月25日 (月)
11月24日 (水)
いずれも午前10時から
受付 支部会館2階
会場 支部会館6階

~~~~~

★ **無料法律相談会** (予約制)  
10月20日 (水)  
午後2時から  
11月5日 (金)  
午前10時から  
受付 支部会館2階  
会場 支部会館6階

~~~~~

※今後の各会議の会場・方法と日程は、分会役員に必ず確認してください。

白抜きの日は業務休止

解体・改修工事の際はこれから注意！

アスベストの取り扱いが変わります

大気汚染防止方や石綿障害予防規則などが改正され、今年の4月から解体や改修を行う元請事業者に対し、アスベストの事前調査・行政への報告・工事計画の届出などの義務が厳格化されました。さらに一定の行為については罰則が伴います。そこで、支部事務所にて外部講師を招いて学習会を行いました。組合員であれば参

加費は無料です。参加希望する方は事前に組合事務所にご連絡をお願いいたします。

◆開催概要◆

【日付】10月25日(月)

【時間】午後7時～8時

【場所】支部会館4階

【定員】25名

【対象】解体や改修を請け負う組合内の事業者(個人・法人・規模

新型コロナウイルス関連の 国保制度があります！！

■土建国保料を減免します！

【対象となる可能性がある方】

- ①世帯主が死亡した組合員
- ②世帯主が重篤な傷病を負った組合員
- ③建設産業の収入が19年または20年と比べて30%以上の減収が見込まれる組合員

■新型コロナウイルス感染症手当金

【対象となる可能性がある方】

- ①給与・報酬等の支払いを受けている方で、労務不能となった組合員・家族
- ②個人事業主・一人親方の方で、医療機関で労務不能と認められた組合員

制度の詳細は支部まで
お問い合わせください

不問)

◎財務省ハガキ要請行動

土建国保の補助金確保に向けた運動も最終局面を迎えました。厚生労働省へのハガキ要請に始まり、9月には東京都に向けてのハガキ要請に取り組みました。緊急事態宣言下の中、思い通りにハガキ要請行動を行うのが困難だったところもあつたと思いますが、沢山のご協力ありがとうございました。

そして今回は、補助金確保の総仕上げとして、財務省に向けたハガキ要請行動に取り組みます。要請先は①主計局長、②主計局次長、③主計局主計官厚生労働係第一担当、④主計局厚生労働第三係主査の4人に向けた1人4枚です。今月の群会議等での記入、提出にご協力ください。

◎要望の声にこたえて 支部集団健診の案内

大田支部会館にて支部集団健診を開催します。前回8月に予定していた支部集団健診は緊急事態宣言が延長となり中止となってしまいました。開催を求める声もあり、このたびは11月28日(日)に開催となります。組合員とご家族の健康を守るため、また健診受診率の向上を目指して、ぜひこの機会に受診をしましょう。

また、手指の消毒や待合室の三密回避などの新型コロナウイルス感染対策を徹底しての開催となります。当日ご来所の方は必ずマスクを着用いただき、体調のすぐれない方は来所をお控えください。

◆開催概要◆

【日付】11月28日(日)

【時間】午前8時30分～11時15分

【場所】支部会館

(大田区西蒲田6丁目17番4号)

【定員】先着100名

【申込】申込書を記入して支部へ直接FAX・郵送してください。

【締切】11月15日(月)まで

(または定員到達時点まで)

※オプション受診者と実費負担
健診受診者は支部での事前支払いが必要となります。

◎月次支援金

21年4月以降の売上
で、前年(前々年)同



月比で50%以上減少している月がある事業者を対象としています。

不正受給対策のため、初回のみ信用金庫、税理士、行政書士事務所での事前確認手続きが必要です。その後、本申請が可能となります。

【給付上限】

法人は月20万円

個人事業者は月10万円

【必要書類】

・確定申告書(19, 20年)

・売上台帳(19/1)

21/当月)

・通帳(全ページ)

・本人確認書類(法人履歴事項全部証明、運転免許証他)

・取引先一覧等(業者間契約)

【コールセンター】

0120・211・240
(全日8時半～19時)